

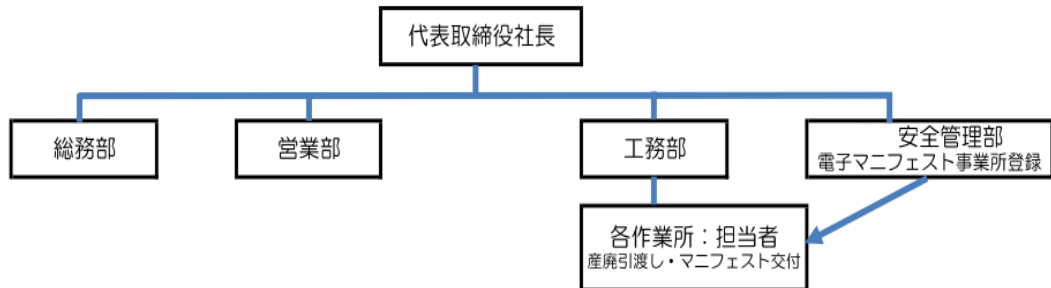
様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書	
令和6年 6月11日	
大阪市長 殿	
提出者	
住所 大阪市中心区安土町1-8-15 野村不動産大阪ビル	
氏名 株式会社 J. フロント建装	
取締役社長 吉村 穰	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 06-4705-6200	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 J. フロント建装 大阪オフィス
事業場の所在地	大阪市中心区安土町1-8-15 野村不動産大阪ビル2階
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	D06 総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 3,000百万円
③従業員数	100名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	各作業所（産業廃棄物発生） →①収集運搬会社へ委託 →②中間処理施設へ委託（分別） →③再資源化施設（木材、金属、廃プラスチック、石膏ボード） →③最終処分（リサイクルできない物）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	排 出 量	30 t	2 t
	（これまでに実施した取組） 廃プラスチック類、金属くずの分別などの現状の取り組みを更に強化し、混合廃棄物の排出量を削減する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	排 出 量	27 t	2 t
	（今後実施する予定の取組） 木くず、廃石膏ボードなどのリサイクル推進 資材搬入時の梱包の簡素化及び梱包材の再利用の推進		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 木くず、廃石膏ボードの分別
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 木くず、廃石膏ボード、金属などの作業所での分別の促進 分別廃棄推進に関する社内教育、リサイクル業者の拡充など

(第2面－2)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

繊維くず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	廃石膏ボード
1 t	29 t	3 t	22 t

②計画

繊維くず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	廃石膏ボード
0 t	28 t	3 t	30 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず（石綿含有）	その他のがれき類	コンクリート破片	建設系混合廃棄物（安定型）
6 t	6 t	21 t	184 t

②計画

ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず（石綿含有）	その他のがれき類	コンクリート破片	建設系混合廃棄物（安定型）
5 t	5 t	10 t	150 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

建設系混合廃棄物（管理型）	建設系混合廃棄物(石綿含有)	—	—
797 t	14 t	t	t

②計画

建設系混合廃棄物（管理型）	建設系混合廃棄物(石綿含有)	—	—
640 t	14 t	t	t

(第3面－1)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	自ら中間処理により 減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	自ら中間処理により 減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

--	--	--	--	--

(第3面－2)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

(第3面－3)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

(第4面－1)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	全 処 理 委 託 量	30 t	2 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
	木くず、廃石膏ボードなどのリサイクル推進 資材搬入時の梱包の簡素化及び梱包材の再利用の推進		

(第4面－2)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

繊維くず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	廃石膏ボード
1 t	29 t	3 t	22 t
0 t	0 t	0 t	13 t
t	t	t	t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

(第4面－3)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず（石綿含有）	その他のがれき類	コンクリート破片	建設系混合廃棄物（安定型）
6 t	6 t	21 t	184 t
0 t	0 t	0 t	t
t	t	t	t
0 t	0 t	0 t	t
0 t	0 t	0 t	t

(第4面－4)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

建設系混合廃棄物（管理型）	建設系混合廃棄物(石綿含有)	—	—
797 t	14 t	t	t
73 t	0 t	t	t
t	t	t	t
0 t	0 t	0 t	t
0 t	0 t	0 t	t

(第5面－1)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	全 処 理 委 託 量	20 t	53 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	18 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 木くず、廃石膏ボード、金属などの作業所での分別の促進 分別廃棄推進に関する社内教育、リサイクル業者の拡充など		
※事務処理欄			

(第5面－2)

②計画

金属くず	ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	廃石膏ボード	ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず（石綿含有）
32 t	12 t	48 t	38 t
0 t	0 t	0 t	0 t
32 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

(第5面－3)

②計画

その他のがれき類	建設系混合廃棄物（安定型）	建設系混合廃棄物（管理型）	
46 t	8 t	782 t	t
0 t	0 t	0 t	t
0 t	0 t	0 t	t
0 t	0 t	0 t	t
0 t	0 t	0 t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。